

いじめの防止等に向けた各機関・団体の取組

※「●」は、年間を通した取組（予定）。「◆」は、11月強化月間での取組（予定）。

三重弁護士会

- 弁護士による、いじめ予防授業の実施（小学校5年、6年生対象）
- 県のスクールロイヤー活用に関する調査研究事業への取組
- 津市との協定によるスクールサポート制度への取組

三重県私学協会（青山高等学校）

- 啓発活動
 - ・携帯電話マナー教室
 - ・全校集会でのいじめ防止のための講話（学期に1～2回）
 - ・「いじめ事例別ワークシート」を用いたLHR
- 早期発見
 - ・いじめ匿名通報システム「スクールサイン」（アディッシュ（株））導入・運用
 - ・ネットパトロール「スクールガーディアン」（アディッシュ（株））導入・運用
 - ・生活アンケート・個別面談（毎学期末）
 - ・担任、寮監、宿直日誌による生徒状況、指導状況の主任、管理職への状況報告
 - ・学年団ごとの生徒状況等情報交換（毎朝）
- 教員研修
 - ・三重県いじめ基本方針、いじめ防止条例の理解といじめ防止のための研修
 - ・「いじめ事例別ワークシート」活用研修
- ◆「いじめ事例別ワークシート」を用いたLHR
- ◆「いじめ防止条例リーフレット」を用いた全校集会
- ◆生徒会によるピンクシャツ運動

三重県臨床心理士会

- 通年の定例研修会時に「三重県いじめ防止応援サポーター」のポスター掲示
- 三重県臨床心理士会から他機関などへのメール配信の際に「サポーター登録」の周知と啓発
- 会の「教育領域部会」参加者に、いじめ防止に関する情報をメールで提供
- 部会メンバーで「いじめ防止チーム」を立ち上げ、研修・啓発などの検討
- 理事および「いじめ防止チーム」参加者が、各職場などでポスター掲示やステッカー掲示、ピンバッジ着用といった啓発活動を実施
- ◆11月17日に実施する「一日研修会」で、会内外の参加者に啓発を実施
- ◆いじめ防止月間を受けた12月1日の定例研修会で、講師に弁護士を招聘し、いじめ問題に関する理解を深めるための講義の実施

県警察本部生活安全部少年課

- いじめ防止を主眼においた非行防止教室等の啓発活動による未然防止対策
- 少年相談や街頭補導、学校等との情報共有により、いじめ事案の早期把握
- いじめ事案を認知し、犯罪等の違法行為がある場合には、被害児童等や保護者等の意向や学校における状況を踏まえながら、捜査・調査を実施し、事案の早期解決、再発防止、被害児童等に対する継続支援等
- 被害児童等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じている又はその疑いがある場合は、捜査等を推進し、検挙、補導等の措置
- ◆職員に対し、いじめ防止強化月間に関する周知
- ◆非行防止教室や各種広報啓発活動において、いじめ防止強化月間やいじめ防止について啓発
- ◆学校や教育委員会等と連携し、情報共有に努め、いじめ事案の早期把握、早期解決

三重県児童相談センター（中勢児童相談所）

- 朝の会で、いじめ防止強化月間であることを職員に周知
- ◆ピンクの小物等を身につけ、ピンクシャツ運動を推進
- ◆ポスターやステッカーが配付されれば、施設内に掲示

市町教育長会（伊賀市教育委員会）

- 伊賀市内の学校では、言葉で人を攻撃する事案が多く見られるため、「言葉で人を傷つけないために」のパンフレットを学校教育課と人権政策課で作成し、各学校に配付。また、市内全ての学校では家庭訪問を通じ、全ての家庭にパンフレットを用いて言葉での「いじめ」「人権」について説明して手渡しで配付
- 市内全ての学校で「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」を積極的に活用し、いじめの早期発見・早期対応の取組の推進
- 市内小中学校で120名のいじめ問題相談員を委嘱し、「困ったら、いつでも相談できる身近な窓口」として、学校便りなどで広く知らせるとともに、地域に開かれた学校・地域と協働できる学校づくりをめざした取組
- 市内で2名の市単スクールソーシャルワーカーを配置し、市の福祉部局等、関係機関との連携強化
- ◆いじめ防止のポスターを掲示や、いじめ防止の標語の作成
- ◆児童会役員や生徒会役員から「いじめ防止」に向けた発信を行い、全校児童生徒がいじめ問題について考えあう機会の設定
- ◆人権サークルで、「いじめ」について話し合ったり、学校生活の中で嫌な思いをしている子がいるかどうか、人権を侵害する言動がないかなどについて意見交流の実施

県立学校長会（県立亀山高等学校）

- 毎月実施する全校集会（頭髪服装検査等）の時間に生徒指導部から講話を実施
 - ・SNSの活用について
 - ・不適切な言葉の使い方について
 - ・違いを認め合うことについて など
- 学期に1回いじめアンケートを実施して状況を把握
- 始業式等における校長講話（他人への思いやり、やさしさの大切さ）
- ◆週番活動を通じて、各クラスにおいて代表生徒からクラス全員への啓発
- ◆文化祭での取組
 - ・フレンドリークラブ（人権サークル）が文化祭でいじめを含め、人権問題について展示
 - ・生徒会役員等が中心となって、ピンクシャツの啓発活動

小中学校長会（津市立倭小学校）

- PTA総会での保護者への話
- 児童集会で、子ども（児童会役員）による啓発
- いじめ防止基本方針の見直し、校内での共有、学校評議員会での話
- いじめアンケートの実施
- 日常でのサインのキャッチ（日記、面談、家庭訪問等）
- いじめ対策委員会の開催（学期に1回は必ず）
- 職員会議等での情報共有
- ◆児童会による啓発
- ◆いじめアンケート

県子ども・福祉部

- ◆児童虐待防止啓発イベントにおいて、いじめ防止の啓発
- ◆子ども虐待防止啓発月間でもあるため、オレンジリボン運動等と合わせて、いじめ防止強化月間（ピンクシャツ運動）を職員に周知

津地方法務局人権擁護課

- 啓発活動
 - ・人権教室の活用
 - ・人権作文コンテスト応募、作文集等の活用
 - ・人権の花運動
 - ・スポーツ組織と連携した啓発試合の実施
 - ・庁舎内における啓発ポスター掲示
 - ・啓発ビデオ、DVD貸与、啓発冊子等の配付

- 人権相談
 - ・人権相談窓口（電話相談、インターネットeメール）の設置
 - ・子どもの人権110番強化週間の実施
- 調査・救済活動
 - ・申告・人権侵害情報と端緒とする人権侵犯事件への対応
- ◆年間を通した取組を継続して実施

小中学校長会（鈴鹿市立白鳥中学校）

- 4月のいじめ防止強化月間において、生徒会主催のあいさつ運動のときに、「いじめをなくそう」等のプラカード（色使いにピンクを取り入れて）を作成し、掲げて呼びかけ
- 職員にピンクシャツ運動参加の呼びかけ。上記のあいさつ運動でも教師はピンクシャツを着用
- PTA総会で校長からピンクシャツ運動について紹介し、保護者にもいじめ防止強化月間の取組やいじめ防止に向けての協力を呼びかけ
- ◆市教委主催の「いじめ防止のぼり旗作成」の標語イラスト募集に応募
- ◆4月の取組を継続
- ◆学校公開週間の際に、来校した保護者に対していじめ防止の啓発、協力の呼びかけ

市町教育長会（木曾岬町教育委員会）

- 事務局による、毎月小中学校のいじめの状況の把握と、必要に応じた個別対応による支援
- 12月に町のいじめ問題対策連絡協議会を行い、学校、地域、関係機関による課題の共有
- ◆課内で強化月間であることを周知し、意識の高揚
- ◆所管する小中学校にも発信し、意識の高揚
- ◆可能であれば、小中学校の取組を広報誌等で広く発信